⑶　合併・分社等の場合の手続
有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。
⑷　廃業等の場合の手続
有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。
⑸　資格審査結果通知書の再発行
紛失による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

別記１　資格が有効となる各省各庁
衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記２　競争参加地域及び都道府県名
⑴　北海道：北海道
⑵　東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
⑶　関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
⑷　東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
⑸　近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑹　中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
⑺　四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑻　九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記３　インターネットホームページ
統一資格審査申請受付サイト
https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html

別記４　付与数値
〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

| | | |
|---|---|---|
| 200億円以上 | | ：60、65 |
| 100億円以上 | 200億円未満 | ：55、60 |
| 50億円以上 | 100億円未満 | ：50、55 |
| 25億円以上 | 50億円未満 | ：45、50 |
| 10億円以上 | 25億円未満 | ：40、45 |
| ５億円以上 | 10億円未満 | ：35、40 |
| 2.5億円以上 | ５億円未満 | ：30、35 |
| １億円以上 | 2.5億円未満 | ：25、30 |
| 5,000万円以上 | １億円未満 | ：20、25 |
| 2,500万円以上 | 5,000万円未満 | ：15、20 |
| 2,500万円未満 | | ：10、15 |

⑵　自己資本額の合計

| | | |
|---|---|---|
| 10億円以上 | | ：10、15 |
| １億円以上 | 10億円未満 | ：８、12 |
| 1,000万円以上 | １億円未満 | ：６、９ |
| 100万円以上 | 1,000万円未満 | ：４、６ |
| 100万円未満 | | ：２、３ |

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

| | | |
|---|---|---|
| 140％以上 | | ：10 |
| 120％以上 | 140％未満 | ：８ |
| 100％以上 | 120％未満 | ：６ |
| 100％未満 | | ：４ |

⑷　営業年数

| | | |
|---|---|---|
| 20年以上 | | ：５、10 |
| 10年以上 | 20年未満 | ：４、８ |
| 10年未満 | | ：３、６ |

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

| | | |
|---|---|---|
| 10億円以上 | | ：15 |
| １億円以上 | 10億円未満 | ：12 |
| 5,000万円以上 | １億円未満 | ：９ |
| 1,000万円以上 | 5,000万円未満 | ：６ |
| 1,000万円未満 | | ：３ |

⑹　合計（最高点）100

別記５　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
注：船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。
注：国有林野事業特別会計で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。
⑵　物品の販売、役務の提供等
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
注：船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。
注：国有林野事業特別会計で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。
⑶　物品の買受け
①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満
なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表
〔掲載順序　部局名　郵便番号　所在地　部署名　電話番号〕
⑴　衆議院
〒100―0014 千代田区永田町１－７－１
庶務部会計課調達係　電話03―3581―5111内34350
⑵　参議院
〒100―0014 千代田区永田町１―11―16
庶務部会計課契約係　電話03―5521―7507
⑶　国立国会図書館
〒100―8924 千代田区永田町１―10―１
総務部会計課調達係　電話03―3506―3378
⑷　最高裁判所
〒102―8651 千代田区隼町４－２　経理局用度課　電話03―3264―8111
⑸　最高裁判所
〒102―8651 千代田区隼町４－２　経理局管理課　電話03―3264―8111
⑹　東京高等裁判所
〒100―8933 千代田区霞が関１－１－４
事務局会計課　電話03―3581―1548
⑺　東京高等裁判所
〒100―8933 千代田区霞が関１－１－４
事務局管理課　電話03―3581―4728
⑻　東京地方裁判所
〒100―8920 千代田区霞が関１－１－４
事務局用度課　電話03―3581―2665
⑼　東京地方裁判所
〒100―8920 千代田区霞が関１－１－４
事務局経理課　電話03―3581―2553
⑽　東京家庭裁判所
〒100―8956 千代田区霞が関１－１－２
事務局経理課　電話03―3502―7074
⑾　横浜地方裁判所
〒231―8502 横浜市中区日本大通９　事務局経理課　電話045―201―9631
⑿　横浜家庭裁判所
〒231―8585 横浜市中区寿町１－２　事務局会計課　電話045―345―3512
⒀　さいたま地方裁判所
〒330―0063 さいたま市浦和区高砂３―16―45　事務局会計課　電話048―863―8533
⒁　さいたま家庭裁判所
〒330―0063 さいたま市浦和区高砂３―16―45　事務局会計課　電話048―863―8790
⒂　千葉地方裁判所
〒260―0013 千葉市中央区中央４―11―27
事務局会計課　電話043―222―0165
⒃　千葉家庭裁判所
〒260―0013 千葉市中央区中央４―11―27
事務局会計課　電話043―222―0165
⒄　水戸地方裁判所
〒310―0062 水戸市大町１－１－38　事務局会計課　電話029―224―8146
⒅　水戸家庭裁判所
〒310―0062 水戸市大町１－１－38　事務局会計課　電話029―224―8183